

平成26年度

米原市財政健全化および経営健全化意見書

米監委第 37 号
平成27年8月25日

米原市長 平尾道雄様

米原市監査委員 梅田浩章

米原市監査委員 北村喜代隆

平成26年度決算に基づく米原市財政（経営）健全化審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付された平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比率ならびにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、次のとおり意見書を提出します。

－ 目 次 －

○ 平成 26 年度 米原市財政健全化に係る審査意見書

第 1 審査の対象	103
第 2 審査の期間	103
第 3 審査の概要	103
第 4 審査の結果	103
第 5 健全化判断比率について	105
1 健全化判断比率の対象会計	105
2 実質赤字比率について	106
3 連結実質赤字比率について	106
4 実質公債費比率について	108
5 将来負担比率について	109

○ 平成 26 年度 米原市公営企業の経営健全化に係る審査意見書

第 1 審査の対象	110
第 2 審査の期間	110
第 3 審査の概要	110
第 4 審査の結果	110
第 5 資金不足比率の状況	111
1 資金不足比率について	111

※ 注記

・表中「－」とあるのは、数値はあるが、表記しないものを表す。

平成 26 年度米原市財政健全化に係る審査意見書

第 1 審査の対象

- 1 審査に付された平成 26 年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）
- 2 上記健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 28 日（火）から平成 27 年 8 月 17 日（月）まで

第 3 審査の概要

この財政健全化審査および経営健全化審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、米原市長から提出された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（単位：％）

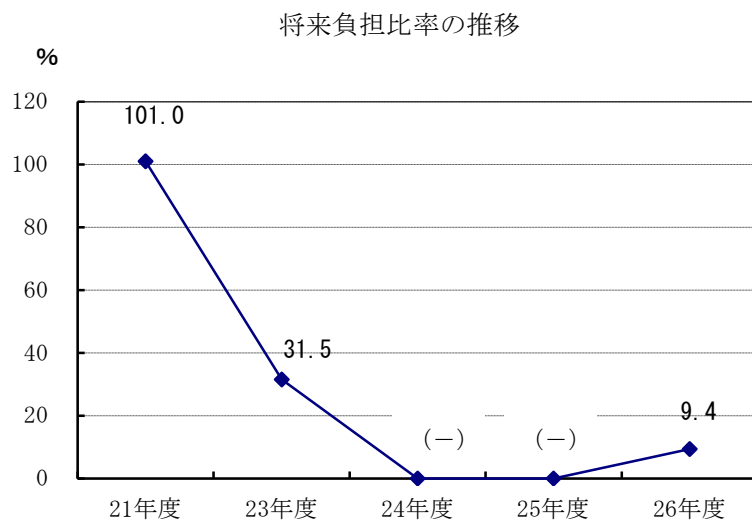
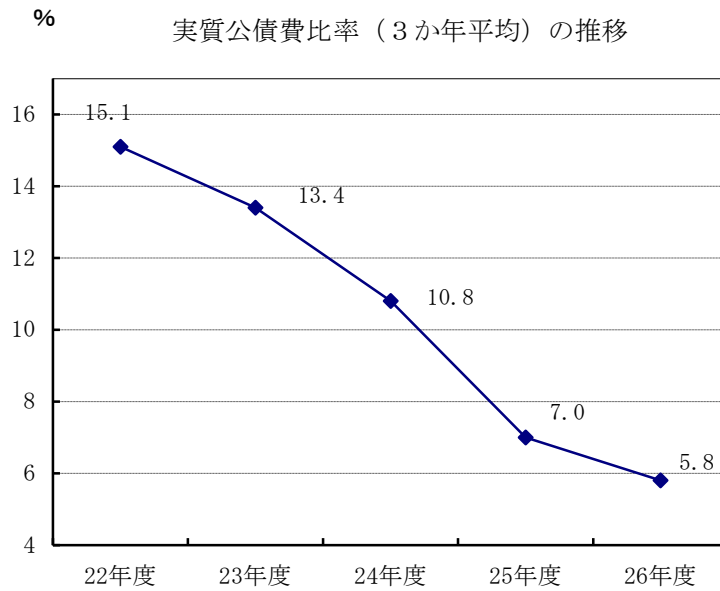
健全化判断比率	平成 26 年度	早期健全化基準	財政再生基準
1 実質赤字比率	—	12.94	20.00
2 連結実質赤字比率	—	17.94	30.00
3 実質公債費比率	5.8	25.0	35.0
4 将来負担比率	9.4	350.0	

※ 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合および実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

※ 早期健全化基準とは、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政健全化計画の策定など、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとなる。

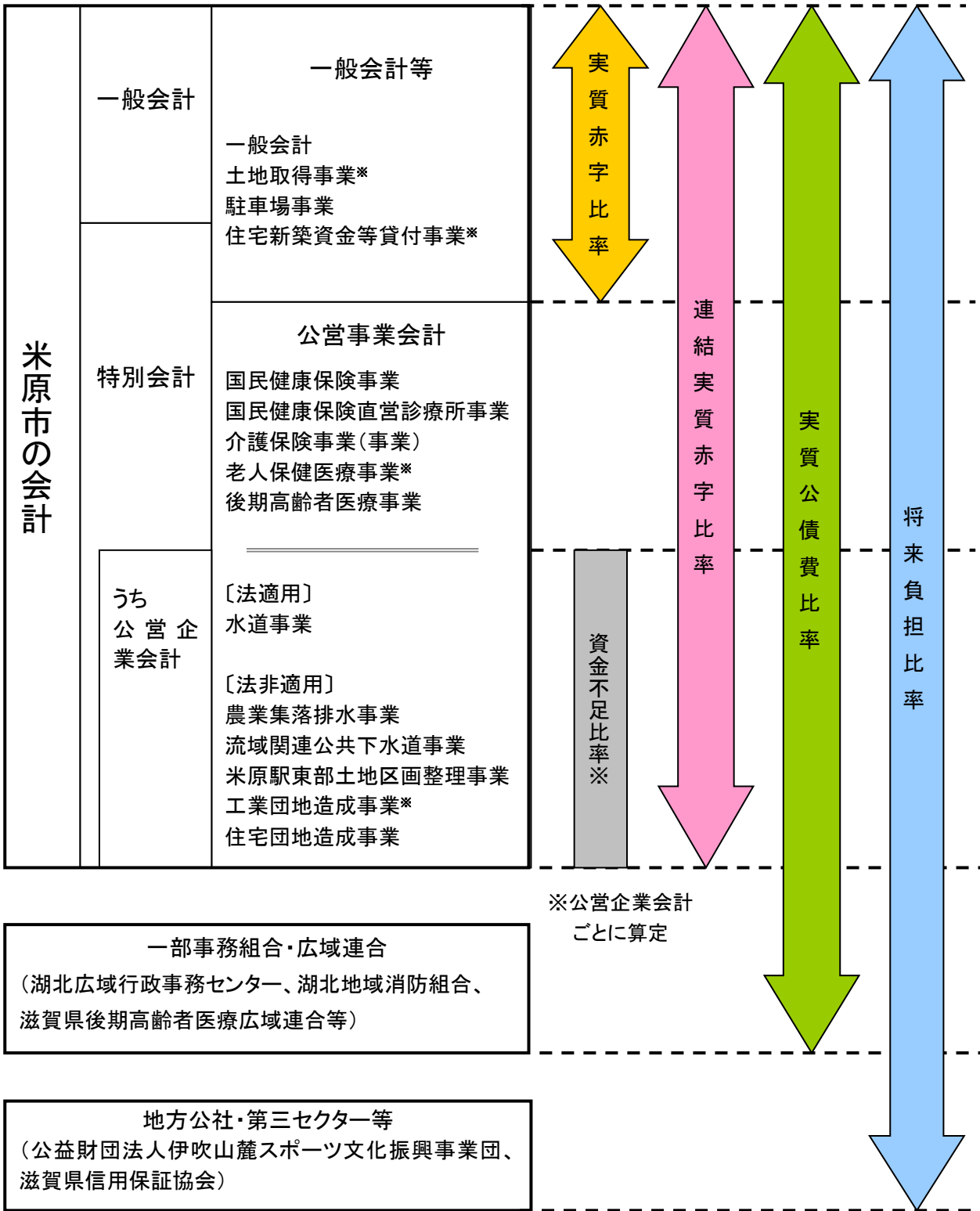
※ 財政再生基準とは、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により、自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値。この基準を超えると、地方公共団体は財政再生計画の策定など国等の関与による確実な再生を図ることとなる。

参考に、過去5か年の実質公債費比率（3か年平均）および将来負担比率の推移は、次のグラフのとおりとなっている。



※ 平成24年度および平成25年度は将来負担額がないため、将来負担率は「-」となり、グラフ中には表示されない。

第5 健全化判断比率について
1 健全化判断比率の対象会計



※ 土地取得事業特別会計は、平成 20 年度末で、住宅新築資金等貸付事業特別会計および老人保健医療事業特別会計は、平成 22 年度末で、工業団地造成事業特別会計は、平成 24 年度末で閉鎖している。

2 実質赤字比率について

(1) 算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○一般会計等の実質赤字額：

一般会計および特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

○標準財政規模：

地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入となる経常的一般財源の規模（標準税収入額＋普通交付税＋地方譲与税）をいう。なお、財政健全化法における標準財政規模には、臨時財政対策債発行可能額が含まれている。

(2) 算定結果

(単位：千円)

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{0}{13,088,319} = \text{—}\%$$

3 連結実質赤字比率について

(1) 算定方法

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※ 全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

○連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額

①一般会計および公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

③一般会計および公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(2) 算定結果

ア 連結実質赤字額

(単位：千円)

$$\begin{array}{l} \text{① } 0 + \text{② } 0 = 0 \\ \text{③ } 805,263 + \text{④ } 2,622,656 = 3,427,919 \end{array}$$

イ 連結実質赤字比率

(単位：千円)

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額} \quad \boxed{0}}{\boxed{13,088,319}} = \boxed{-} \%$$

区 分			実質収支額	(2)算定結果基礎額との対応	
計等 一般会	一般会計		605,166	③	
	一般会計等に属する特別会計	駐車場事業特別会計	149		
小 計			605,315		
標準財政規模			13,088,319		
実質赤字比率			-4.62		
区 分			実質収支額	(2)算定結果基礎額との対応	
一般会計等以外の特別会計のうち、公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険事業特別会計		129,372	③	
	国民健康保険直営診療所事業特別会計		7		
	介護保険事業特別会計		61,260		
	後期高齢者医療事業特別会計		9,309		
小 計			199,948		
区 分			資金剰余額	(2)算定結果基礎額との対応	
公営企業特別会計	法適用	水道事業会計	2,150,912	④	
	法非適用	農業集落排水事業特別会計			1,367
		流域関連公共下水道事業特別会計			4,015
		米原駅東部土地区画整理事業特別会計			431,110
		住宅団地造成事業特別会計			35,252
小 計			2,622,656		
合 計			3,427,919		
標準財政規模（再掲）			13,088,319		
連結実質赤字比率（%）			-26.19		

※ 実質収支または連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率（%）」「連結実質赤字比率（%）」は負の値で表示される。

4 実質公債費比率について

(1) 算定方法

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}$$

(3 か年平均)

※ 元利償還金・準元利償還金は繰上償還および特定財源を控除したもの

※ 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○ 準元利償還金：①から⑤までの合計額

① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

③ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

⑤ 一時借入金の利子

(2) 算定結果

(単位：千円)

平成 24 年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 1,738,211 \text{ + 準元利償還金 } 1,411,218 \text{)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,554,704 \text{)} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,051,372 - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,554,704 \text{)} \\ \hline = 5.66585 \% \end{array}$$

平成 25 年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 1,669,987 \text{ + 準元利償還金 } 1,543,897 \text{)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,566,787 \text{)} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,172,181 - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,566,787 \text{)} \\ \hline = 6.10159 \% \end{array}$$

平成 26 年度

$$\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金 } 1,651,058 \text{ + 準元利償還金 } 1,593,389 \text{)} \\ - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,641,284 \text{)} \\ \hline \text{標準財政規模 } 13,088,319 - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 } 2,641,284 \text{)} \\ \hline = 5.77353 \% \end{array}$$

平成 26 年度米原市公営企業の経営健全化に係る審査意見書

第 1 審査の対象

平成 26 年度米原市水道事業会計

平成 26 年度米原市農業集落排水事業特別会計

平成 26 年度米原市流域関連公共下水道事業特別会計

平成 26 年度米原駅東部土地区画整理事業特別会計

平成 26 年度米原市住宅団地造成事業特別会計

上記各会計決算について、審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 2 審査の期間

平成 27 年 7 月 28 日（火）から平成 27 年 8 月 17 日（月）まで

第 3 審査の概要

この経営健全化審査は、財政健全化法第 22 条第 1 項の規定に基づき、米原市長から提出された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

第 5 資金不足比率の状況

各会計の資金不足比率は、次表のとおりである。

(単位：%)

比率名	会 計 名	平成 26 年度	経営健全化 基 準
資金不足 比率	米原市水道事業会計	—	20.0
	米原市農業集落排水事業特別会計	—	20.0
	米原市流域関連公共下水道事業特別会計	—	20.0
	米原駅東部土地区画整理事業特別会計	—	20.0
	米原市住宅団地造成事業特別会計	—	20.0

※ 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」となる。

1 資金不足比率について

(1) 資金不足比率の対象会計

①公営企業会計(法適用)・・・地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の事業

ア 米原市水道事業会計

②公営企業会計(法非適用)・・・地方財政法施行令(昭和27年政令267号)第37条の事業

イ 米原市農業集落排水事業特別会計

ウ 米原市流域関連公共下水道事業特別会計

エ 米原駅東部土地区画整理事業特別会計

オ 米原市住宅団地造成事業特別会計

(2) 算定方法

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

※公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

○資金の不足額(法適用企業)

= (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

○資金の不足額(法非適用企業)

= (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額

○事業の規模(法適用企業)

= 営業収益の額 - 受託工事収益の額

○事業の規模(法非適用企業)

= 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入額

※宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本および負債の合計額とする。

(3) 算定結果

ア 米原市水道事業会計

(単位：千円)

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= \text{流動負債 } 676,685 + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした} \\ &\quad \text{地方債現在高 } 0 - \text{流動資産 } 2,664,509 \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額 } 569,403 - \text{受託工事収益の額 } 8,860 \\ &= \boxed{\quad - \quad} \% \end{aligned}$$

イ 米原市農業集落排水事業特別会計

(単位：千円)

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{繰上充用額} \boxed{0} + \text{支払繰延額・事業繰越額} \boxed{0} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高} \boxed{0}}{\text{営業収益に相当する収入の額} \boxed{56,415} - \text{受託工事収益に相当する収入額} \boxed{0}}$$

$$= \boxed{\text{—}} \%$$

ウ 米原市流域関連公共下水道事業特別会計

(単位：千円)

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{繰上充用額} \boxed{0} + \text{支払繰延額・事業繰越額} \boxed{0} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高} \boxed{0}}{\text{営業収益に相当する収入の額} \boxed{614,538} - \text{受託工事収益に相当する収入額} \boxed{0}}$$

$$= \boxed{\text{—}} \%$$

エ 米原駅東部土地区画整理事業特別会計

(単位：千円)

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{繰上充用額} \boxed{0} + \text{支払繰延額・事業繰越額} \boxed{0} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高} \boxed{0}}{\text{営業収益に相当する収入の額} \boxed{31,236} - \text{受託工事収益に相当する収入額} \boxed{0}}$$

$$= \boxed{\text{—}} \%$$

オ 米原市住宅団地造成事業特別会計

(単位：千円)

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{\text{繰上充用額} \boxed{0} + \text{支払繰延額・事業繰越額} \boxed{0} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高} \boxed{0}}{\text{資本+負債} \boxed{6,419}}$$

$$= \boxed{\text{—}} \%$$